

## 【資料2】

## 令和6年度 第2回 保護林管理委員会等における意見概要と対応について

NO	課題	委員からの主な意見	対応の方向性など
1 令和6年度第2回保護林管理委員会等における意見概要と対応について		17保護林の資料について、シカ捕獲に係る目標頭数が何千という数で、捕獲達成できたのが何頭なのかという、それが一つの表の中で見比べられると評価がしやすく良い。	具体的な数値について、確認できた内容については資料に記載。
		霧島で行われている生態系維持回復事業について、それぞれの役割がどういうもので、林野庁がどういう位置付けで、どういう役割を担っているのかみたいなことの記載があると、より良い。	保護林管理方針書内に記載。 (記載内容抜粋) 林野庁は植生保護柵の設置及び維持管理のほか、シカ被害対策協定による国有林野内での対策班(獣友会)の恒常的な捕獲の実施、各市町とシカ生息、被害情報を共有し効果的なシカ被害の防止を促進するといった取組みを実施
		九州全体でスズタケの開花枯死の情報をまとめた資料を作ってほしい。 また、併せてカシノナガキクイムシについても情報をまとめたほうがよい。	直近の保護林モニタリング箇所の情報については収集可能だが、その他の国有林については、情報収集の体制作りから始めなければならない、早急な対応は難しいと考える。 また、カシノナガキクイムシについては、担当課より1年に1回各署へ照会し、調査を実施していることから、担当課との情報共有を図ることとする。
		10年間隔の保護林以外にも、シカがこれから増えつつある保護林(若杉、菊池、水源など)についても、年に1回とか、2年に1回とか、簡易チェックシートでの見回りができないか。	対象保護林の選定について検討中であり、今後、管轄署と実施に向け調整を行う予定。
		市房3保護林を統合、また区域も山頂から山麓まで拡大することで、生物群集保護林に設定できないか。 併せて、回復型事業を行う保護林に位置付けることで、予算措置を拡大し重点的に対策を行う場とすることができないか。	市房の3保護林を統合し生物群集保護林に設定することについては、現状では設定要件(面積が300ha以上等)を満たせていない状況にある。 については、局署間において生物群集保護林設定の適否について検討を行い、その結果を次回委員会で報告することとした。なお、検討結果により設定の要件を満たすことが確認された場合も、設定に係る植生等の基礎調査が必要となる。
		市房モミ等希少個体群保護林について、保護林区域外に設置された保護柵の設置の経緯を教えてほしい。またここは保護林にしなくてよいのか。	保護林区域外の保護柵は、平成26年に市房山の尾根沿いの裸地化が確認されたことを受けて、ブナやモミの稚樹等を保護し、更新を促進すること目的として設置されたもの(当時、希少種は確認されていない)。 保護林の設定については、前述の保護林統合の件と併せて検討することとした。